

事業系ごみ 減量マニュアル

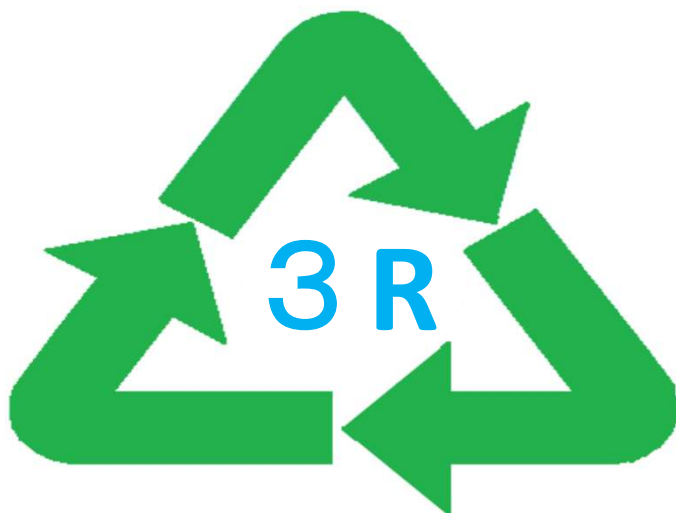
(事業者の皆様へ)

Reduce

リデュース
(発生抑制)

Recycle

リサイクル
(再生使用)



Reuse

リユース
(再使用)

はじめに

南九州市では、循環型社会の形成に向け、ごみの減量と再資源化を推進しています。

家庭系ごみは、各家庭や自治会を通じて分別と再資源化に努めていただき、ごみの減量にご協力いただいておりますが、可燃ごみの約3分の1を占める「事業系ごみ」の減量が大きな課題となっています。

事業者の皆さまには、本マニュアルを活用いただき、環境にやさしいまちづくりに向けて、事業系ごみの減量と再資源化の取り組みをお願いします。

目 次

P 3	ごみの分類
P 4	南九州市のごみ量とリサイクル率
P 5	事業系ごみの処理方法
P 6	3 R（アール）の実践方法
P 7	一般廃棄物収集運搬業許可業者
P 8	清掃センター

ごみの分類

ごみ

家庭系ごみ（家庭の日常生活で生じる廃棄物）

事業系ごみ（事業活動で生じる廃棄物）

事業活動等に伴って発生する廃棄物で、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に分けられ、それぞれ処理方法が異なります。

店舗や工場、学校や公民館といった、民間、公共を問わず、事業所から排出されるごみは、少量であってもすべて「事業系ごみ」です。

産業廃棄物（法令で定める20種類の廃棄物）

あらゆる事業活動に伴うもの

- ① 燃え殻、② 汚泥、③ 廃油、④ 廃酸、⑤ 廃アルカリ、
⑥ 廃プラスチック類、⑦ ゴムくず、⑧ 金属くず、
⑨ ガラスくず、⑩ 鉱さい、⑪ がれき類、⑫ ばいじん

特定の事業活動に伴うもの

- ⑬ 紙くず、⑭ 木くず、⑮ 繊維くず、⑯ 動植物性残さ、
⑰ 動物系固形不要物、⑱ 動物のふん尿、⑲ 動物の死体

⑳ 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、
上記の産業廃棄物に該当しないもの

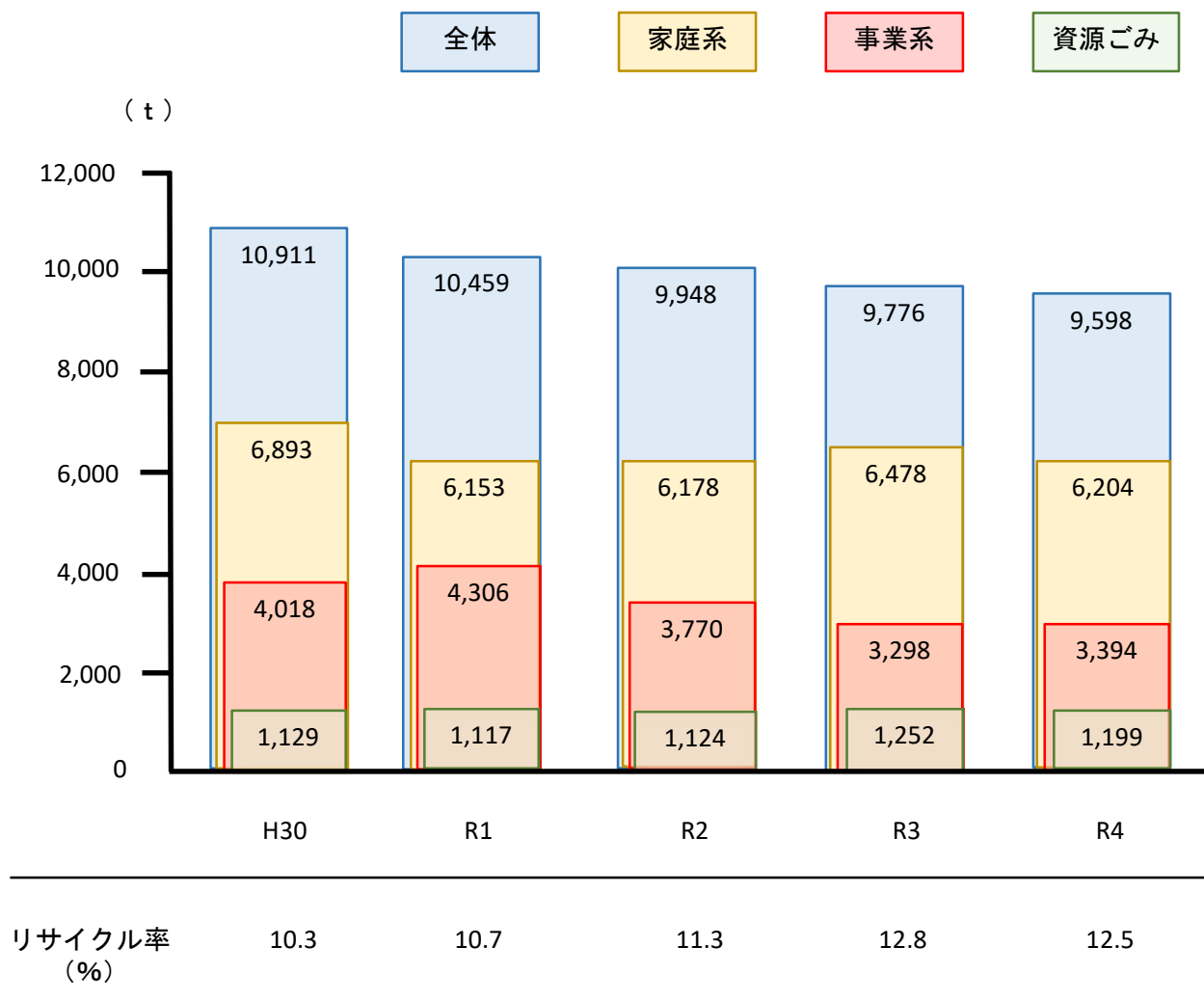
一般廃棄物（産業廃棄物を除くもの）

空き缶、空びん、ペットボトル、生ごみ、弁当容器、
紙類、ダンボール、プラスチック製品等

南九州市のごみ量とリサイクル率

南九州市のごみ量は、平成29年度から減少傾向にあり、家庭系ごみも5年連続で減少しているところですが、事業系ごみは増加している年もあることから、事業系ごみの減量に取り組む必要があります。

また、家庭系ごみは各家庭で分別し、資源ごみとして排出するなど再資源化に務めているところですが、リサイクル率が向上しないことから、事業系ごみも再資源化に取り組む必要があります。



事業系ごみの処理方法

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「南九州市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」において、「事業者の責務」が義務付けられています。

【事業者の責務】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第3条）

- ① 自らの責任において適正に処理すること
- ② 再生利用等を行いごみの減量に努めること
- ③ ごみの減量や適正処理について、市の施策に協力すること

産業廃棄物の処理方法

産業廃棄物収集運搬業の許可を有する業者へ依頼してください。

業者は鹿児島県廃棄物・リサイクル対策課(099-286-2596)で確認できます。

一般廃棄物の処理方法

再生利用等を行い、ごみの減量に努め、適正に自己処理してください。

※自治会ごみステーションに出すことはできません。

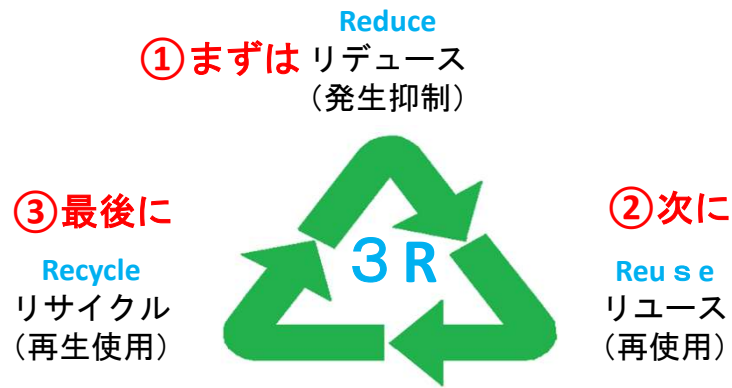
自己処理の方法（有料）

- ① 一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼する。（P7）
- ② 自ら清掃センターに搬入する。（P8）

※なんさつエコの杜へ資源ごみは搬入できません。

3 R（アール）の実践方法

まずは3 R（アール）を実践して排出するごみを減らしましょう！



① Reduce リデュース（発生抑制）

- ・無駄なものは買わない
- ・使い捨て用品は選ばない

② Reuse リユース（再使用）

- ・修理して再使用する
- ・紙の裏面を利用する

③ Recycle リサイクル（再生使用）

- ・分別して再資源化する
- ・再生品を積極的に利用する

さらに…

事業所から排出されるごみを分別し、リサイクルに努めましょう！

事業所から排出されるリサイクル可能なごみ。

- ・紙類（コピー用紙，本・雑誌，新聞紙，ダンボール，封筒など）
- ・空き缶，空瓶
- ・ペットボトル
- ・プラスチック容器包装

※事業所から排出される
ごみの多くは紙類です。

◎紙類の再資源化をお願いします！

一般廃棄物収集運搬業許可業者

南九州市の一般廃棄物収集運搬業許可業者は以下のとおりです。

業者名	住所	電話番号	顥娃	知覧	川辺
(社)南九州市シルバー人材センター	川辺町平山7354番地	0993-56-6341	○	○	○
(有)産業衛生社	指宿市十二町4442番地1	0993-22-6333	○		
(有)枕崎清掃社	枕崎市日之出町80番地	0993-72-1539		○	○
(有)大工園商店	枕崎市木原町257番地	0993-73-1599		○	○
(株)丸山喜之助商店	日置市伊集院町大田3145番地	0993-57-2992 南薩営業所			○
(有)東京商事	川辺町神殿1766番地	0993-56-5613			○
桑畑建設(株)	川辺町永田4071番地3	0993-56-2070	○	○	○
川畑 澄男	顥娃町郡9318番地1	0993-36-1138	○		
中拂 昭男	指宿市開聞町仙田2289番地2	0993-32-2205	○		
今村 健吾	川辺町高田276番地1	0993-56-0856		○	○
知覧クリーンサービス	知覧町東別府18781番地	0993-86-2950		○	○
(株)新興エコ	鹿児島市南栄五丁目10番地14	099-204-9826		○	○

自ら清掃センターに運搬できない場合、上記業者に有料で委託することができます。

清掃センター

清掃センターの受入日時や料金は以下のとおりです。

	指宿広域クリーンセンター	なんさつエコの杜
受入日	月～土曜日 (1/1～3を除く)	月～土曜日 (12/31～1/3を除く)
時 間	8:30～16:30	8:30～17:00 (12:00～13:00除く)
料 金	110円/30kg	50円/10kg
地 域	頰娃地域	川辺・知覧地域
電 話	0993-22-3303	0993-76-8170

- ・ 搬入の際は係員の指示に従ってください。
- ・ 分別ができていないなどルール違反のごみは持ち帰っていただく場合があります。



ごみの減量に
ご協力をお願いします

【お問合せ先】

南九州市役所 市民生活課 生活衛生係
TEL : 0993-56-1111 (内線4133・4134)
FAX : 0993-56-1144